

幼児教育・保育無償化についてのご案内

①満3歳以上で入園するお子様の保育料を無償化します。⇒【新1号認定】

<p>幼稚園の 入園料と保育料の 無償化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆入園料は、入園初年度に限って月割り（入園料÷初年度の在籍月数）を行い、無償化の対象となります。 ◆月割り後の入園料と毎月の保育料を合わせ、月額25,700円（上限）までが無償化の対象となります。 ◆保育料以外の通園送迎費、食材料費、行事費等については、無償化の対象となりません。 ◆ただし、食材料費のうち副食費（おかず・おやつ等）については、年収360万円未満相当世帯のお子様と、小学校3年生以下のお子様から数えて第3子以降のお子様に対する免除制度があります。
<p>必要な手続き （保育が必要なお子様で預かり保育を追加利用される方は、②の申請手続きを参照してください。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆事前に市の認定を受ける必要があります。 （市外にお住まいの方は、住所地の市町村でのお手続きとなります。） ◆入園先で申請書類を配付しますので、必要事項を記入し、期限までに入園先に提出してください。3ページ目「申請に必要な書類」を参照してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>申請書の提出期間</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ●4月に入園するお子様 …令和6年2月29日（木）まで ●5月以降に入園するお子様 …入園月の前月の20日まで
<p>どのように 無償化されるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆認定を受けたお子様については、認定日以降の入園料と保育料を納入する必要はありません。（ただし、無償化上限額を超える場合には、超過分をご負担いただきます。）

②平成30年4月2日から令和3年4月1日の間に生まれ、**保育が必要であることを認定された**お子様（新2号）、または、**令和3年4月2日以降**に生まれ、**市民税非課税世帯である**お子様（新3号）については、①の保育料に加え、**預かり保育の利用料も無償化**となります。⇒【新2号・新3号認定】

<p>預かり保育の 無償化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆共働きなどにより保育が必要なお子様を対象に無償化を行います。 ◆（新2号）月額11,300円と450円×月の利用日数のいずれか少ない額が無償化の月額の上限となります。 ◆（新3号）450円×月の利用日数を上限に無償化となります。
------------------------------	---

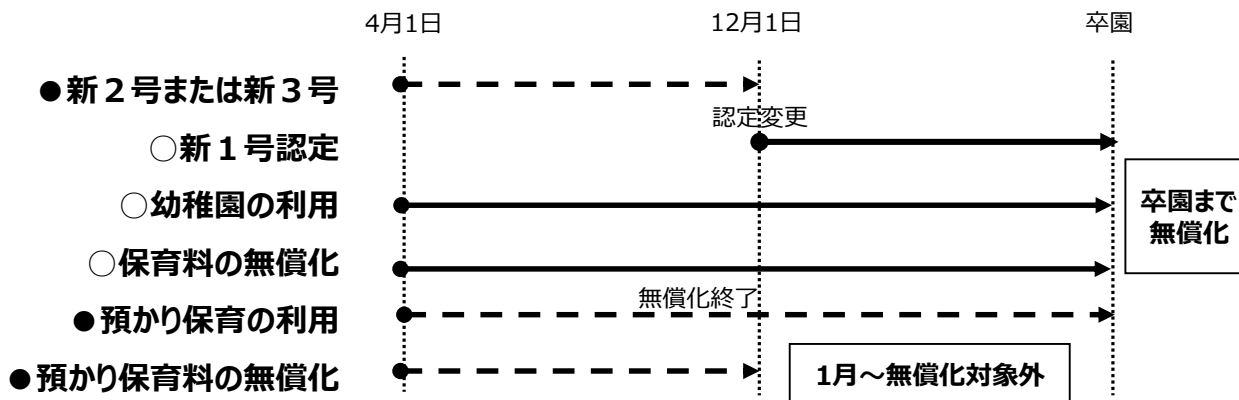
必要な手続き

- ◆事前に市の認定を受ける必要があります。
(市外にお住まいの方は、住所地の市町村でのお手続きとなります。)
- ◆入園先で**申請書類**を配付しますので、必要事項を記入し、期限までに入園先に提出してください。3ページ目「申請に必要な書類」を参照してください。
- ◆**保育を必要とする理由について確認が必要となります。**
申請の際には、理由について確認できる書類（就労証明書など）を添付する必要があります。
- ◆認定後、世帯の状況に変更が生じ、**保育を必要とする理由がなくなった場合には、認定変更となり、それ以降の預かり保育の利用料は無償化の対象外となります。**
(下の(例)をご参照ください。)

申請書の提出期間

- 4月に利用開始するお子様 …令和6年2月29日(木)まで
- 5月以降に利用開始するお子様 …開始月の前月の20日まで
- 保育を必要とする理由に変更(終了含む)がある場合
…変更が生じる月の前月の25日まで
※認定期間終了日までに、必要書類の提出がなかった場合、終了日以降の預かり保育の無償化が受けられなくなりますので、余裕をもってお手続きをお願いします。

(例) 幼稚園・預かり保育の両方を利用する方が、12月末で保育を必要とする理由がなくなった場合の無償化の取扱い



保育を必要とする理由がなくなって以降も、預かり保育の利用はできますが、利用料は無償化対象外となります。一方、幼稚園の保育料については、卒園まで無償化対象のまま変わりません。

どのように無償化されるか

- ◆無償化上限額（表面参照）の範囲内の利用料については、納入する必要はありません。
- ◆利用料が無償化上限額を超える場合には、超過分のみ入園先に納入いただきます。

申請に必要な書類

○ **全ての書類をそろえてから** 申請してください。

必要書類	新2号認定	新3号認定
施設等給付認定申請書兼現況届【市様式】		必要
個人番号・本人確認書類 ⇒ P3 ① へ		必要
重要事項確認書【市様式】		必要
保育が必要なことを証明する書類 ⇒ P4 ② へ		必要
世帯の状況を証する書類 ⇒ P6 ③ へ		必要な場合あり ・ひとり親世帯の場合 ・障がい者(児)と同居している場合 など
市町村民税額及び所得がわかる書類 ⇒ P6 ④ へ	不要	必要な場合あり 令和5年1月1日 または 令和6年1月1日に八戸市 に住民登録がない方

○ 提出先

入園を希望する幼稚園へ提出してください。

○ 申請書類の様式

市窓口や施設等で入手することができます。

また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

※書類を訂正する場合は、二重線で取り消して訂正してください。修正テープ等は使用できません。



① 個人番号（マイナンバー）確認及び本人確認書類

※ 申請者（手続きする方）の次の書類をお持ちください。

※ 郵送の場合や保育所等に提出する場合は、写しを提出してください。

新2号・新3号認定

マイナンバー(個人番号)確認書類 ※いずれか1点※両面	<input type="checkbox"/> 個人番号カード(顔写真付) …1点で本人確認もできるため、 <u>本人確認書類の提出不要。</u> <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票等	
本人確認書類 ※個人番号カード(顔写真付)以外でマイナンバー確認書類を提出する場合は必要です。	顔写真付き身分証明書(1点可)	<input type="checkbox"/> 住基カード(顔写真あり) <input type="checkbox"/> 運転免許証または運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 在留カードまたは特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他官公署発行の顔写真付き身分証明書で、氏名、生年月日または住所の記載があるもの
	その他本人確認書類(2点必要)	<input type="checkbox"/> 各種健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他官公署からの発行書類で、氏名、生年月日または住所の記載があるもの

★本人確認書類は、認定申請の取下げなどの手続きの際にも必要となります。

②保育が必要なことを証明する書類

保育が必要である児童を新2号・新3号認定にて申請したい場合は、次のいずれかの事由に当てはまる必要があり、その事由を証明する書類の提出が必要となります。

➤ 保育を必要とする事由

就労、出産、疾病・障がい、介護・看護、災害復旧、求職活動・起業準備、就学・職業訓練

➤ 保育を必要とする事由に関する注意事項

- ・ 入園（希望）日時点の状況が分かる証明書類を提出してください。
- ・ 児童の保護者それぞれの書類を提出してください。単身赴任等で別住所であっても保護者それぞれの書類が必要です。また、ひとり親世帯や離婚協定中（いずれも別居であること）の場合は、養育者のみ提出が必要です。
- ・ 次の書類については、証明日または申立日が令和5年10月1日以降の書類を提出してください。
 - 就労証明書（兼産休・育休証明書）【市様式】 就労証明書【国の標準的様式（簡易版）】
 - 就労状況申立書【市様式】 家内就労（内職）証明書【市様式】
 - 介護・看護申立書【市様式】 申立書【市様式】※災害復旧
 - 求職活動申立書【市様式】 在学（受講）証明書

新2号・新3号認定

保育を必要とする事由		証明書類
就労 ※月64時間以上	雇用主がある場合 （社員・パート・アルバイト等。内定も可。）	○ 就労証明書（兼産休・育休証明書）【市様式】 ・ 本社以外（支社や事業所）の代表者による証明でも可能です。 ・ <u>雇用期間が有期の方で、雇用（予定）期間が入園（希望）日より前に終了している場合、また、更新予定であっても雇用（予定）期間が申込締切日より前に終了している場合、就労している証明書類として受け付けできません。</u> ・ 在宅勤務の場合は、その旨を備考欄へ記入してください。 ・ 雇用期間が有期の方で、更新予定がある場合は、就労証明書にその旨を記載してください。 ・ 国の標準様式（簡易版）を使用していただいてもかまいません。 ・ 原則として事業主の押印が必要です。ただし、事業者が作成した証明であることを確認できる書類がある場合、押印省略可能です。 <事業者が作成した証明であることを確認できる書類> ① 企業から就労証明書等の送付されたことがわかるメール画面等を印刷したもの ② 本人名義の健康保険被保険者証（健康保険証）の写し ・ 家族（被扶養者）及び国民健康保険は除きます。 ・ 健康保険法等により、保険証の写しを添付する場合は、被保険者記号・番号が見えないように塗りつぶしてください。 ③ 直近1か月の給与明細の写し
	自営業や報酬を受けている場合 （事業手伝いを含む）	○ 就労状況申立書【市様式】 ・ 申立内容次第では、別途書類（開業届や実績が分かる書類等）を提出していただく必要があります。 ・ 実績がない場合、 <u>求職活動・起業準備</u> として認定申請していただく場合があります。
	農業従事の場合 （農業専従者を含む）	○ 就労状況申立書【市様式】 ・ 申立内容次第では、別途書類を提出していただく必要があります。 ・ 実績がない場合、 <u>求職活動・起業準備</u> として認定申請していただく場合があります。 ○ 農地基本台帳記載証明書 ・ 市内に農地がある場合、農政課（市庁別館7階）で取得できます。所有者と別世帯の場合は委任状が必要です。
内職の場合	○ 家内就労（内職）証明書【市様式】	

保育を必要とする事由		証 明 書 類
出産	【有効期間】出産月を含む前3か月～出産日から8週が経過する日の翌日が属する月の末日まで	<p>○母子健康手帳の出産予定日の記載があるページの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八戸市の手帳の場合、妊婦保健指導報告書のページです。 ・八戸市以外の手帳の場合、可能であれば保護者以外が記入した出産予定日のページの写しを提出してください。
疾病・障がい	疾病・けが等	<p>○診断書【市様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の様式以外は受け付けできません。 ・期間が有期の方で、認定（入園）希望日より前に終了している場合、書類を受け付けできません。
	障がい	<p>○次のいずれかの書類（氏名・等級・有効期限が分かるページの写し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・愛護（療育）手帳 ・国民年金の障害基礎年金等の受給を証するもの
介護・看護 ※月64時間以上		<p>○介護・看護申立書【市様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護・看護に係る時間について記入してください。 ・1日のスケジュールは、詳しく記入してください。 ・申立内容次第では、必要に応じて内容確認を行う場合があります。 <p>○診断書【市様式】又は 次のいずれかの書類（写し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証（要介護認定を受けたもの） ・障害者手帳等（氏名・等級・有効期限が分かるページの写し） ・施設通所付添の場合、在学・通所証明書等、施設の利用状況を確認できるもの
災害復旧	自宅や近隣の災害の復旧にあつている場合	<p>○申立書【市様式】</p> <p>○り災証明書</p>
求職活動・起業準備	90日を経過する日が属する月の末日まで	<p>○求職活動申立書【市様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園後3か月以内に就労証明書等を提出してください。
就学・職業訓練 ※月64時間以上	修了日が属する月の末日まで ・自動車学校の場合は1か月間のみ。	<p>○在学（受講）証明書</p> <p>○時間割表・カリキュラム等（写し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月の登校日数、1日の授業開始時間から終了時間が分かる書類を提出してください。 <p>※在宅は原則不可ですが、リモートで授業があるなど、時間的請託がある場合は、認定可能です。その旨が分かる書類も併せて提出してください。</p>

③世帯の状況を証する書類 … A～F に該当する方は下記の書類を提出してください。

A ひとり親世帯	・全部事項証明書（戸籍謄本）（写し） ※ひとり親（離婚・死別・未婚）であることが分かる内容
B 離婚調停中 （別居であること）	つぎのいずれかの書類（写し） ・調停期日呼出状 ・危険係属証明書
C 障がい者（児）と同居	次のいずれかの書類（氏名・等級・有効期限が分かるページの写し） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・愛護（療育）手帳 ・特別児童扶養手当の受給を証するもの ・国民年金の障害基礎年金等の受給を証するもの
D 生活保護受給世帯	・生活保護受給資格証明書
E 就学前の兄弟姉妹が、 認定を必要としない 施設（※）を利用	・在園証明書（各園の様式）又は通所を証するもの （※）認定を必要としない施設 = 障がい者通所施設等
F 要介護者と同居	介護保険被保険者証（要介護認定を受けたもの）（写し）

④ 市町村民税額及び所得額がわかる書類（写し） 新3号認定

- ・新3号認定判定のために、市民税非課税世帯であることを確認する必要があります。
- ・令和5年1月1日及び令和6年1月1日に八戸市に住民登録がある方は、不要です。
- ・単身赴任等で別住所であっても保護者それぞれの書類が必要です。



➤ 市町村民税額及び所得額がわかる書類

- ① 市町村民税 所得(非)課税証明書・・・1月1日現在の市町村から取得できます。
 - ② 市町村民税 特別徴収税額通知書・・・給与から特別徴収（天引き）されている方に通知されています。
 - ③ 市町村民税 納税通知書・・・納税通知書により納付している方に通知されています。
- ※ 氏名・均等割・所得割・扶養人数・税額控除（寄付金税額控除・外国税額控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除）が分かる書類が必要です。
 - ※ 税額控除があっても記載がない場合は、確定申告書又は源泉徴収票の写しを添付してください。
 - ※ 海外勤務等の場合、現地での税申告の証明等、海外での収入がわかる書類が必要です。
 - ※ 納税証明書では受け付けできませんので、取得される際にはご注意ください。
 - ※ 八戸市に住民登録がない方について、所得がない、または、控除対象配偶者であっても、保育料決定・副食費免除判定のために書類が必要となる場合があります。

対象者	算定期間	必要な書類
令和5年1月1日に八戸市に 住民登録がない	令和6年4月～8月の保育料 算定・副食費免除判定等のため	令和5年度の税額・所得額が わかる書類
令和6年1月1日に八戸市に 住民登録がない	令和6年9月～7年3月の保育料 算定・副食費免除判定等のため	令和6年度の税額・所得額が わかる書類

- ◎ マイナポータルで保育に関するサービスの検索やオンライン申請ができます。
総合メニュー > トップ > サービス・手続き > 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度) > マイナポータルについて
- ◇ マイナポータルのご利用はこちらから → マイナポータルサイト（内閣府）からログインしてください。

問合せ先

八戸市 こども未来課（市庁別館2階）保育グループ 電話：0178-43-9094